

# 個人情報の保護に関する規程

(平成17年12月20日 制定)

改正 平成20年10月1日 平成23年9月1日

平成24年4月1日 平成25年4月1日

平成26年4月1日 平成27年4月1日

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、学校法人光華女子学園（以下「学園」という。）及び学園が設置する各学校（以下「各学校」という。）における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、学園及び各学校の業務の適正かつ円滑な運営を図るとともに、個人の権利利益を保護することを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 この規程は、学園及び各学校において取り扱われる学生・生徒等、保護者、保証人、家族、教職員等及び学園関係者の個人情報を対象とし、教職員等に適用する。

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、この規程を適用しない。

(1) 大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者が、学術研究の用に供する目的で取り扱う個人情報

(2) 出版、報道等によりすでに公にされている個人情報

### (定義)

第3条 この規程において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別できるとなるものを含む。）をいう。

2 この規程において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。

(1) 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

(2) 前号に掲げるものの他、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

3 この規程において「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

4 この規程において「保有個人データ」とは、学園が開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データをいう。

5 この規程において「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

6 この規程において「学生・生徒等」とは、次の各号に該当する者をいう。

(1) 各学校において教育を受けている者

(2) 各学校において教育を受けようとする者

(3) 各学校において教育を受けた者

(4) 各学校において教育を受けようとした者

- 7 この規程において「教職員等」とは、現在及び過去において学園及び各学校の業務に直接従事し、又は従事した者をいう。

(理事長等の責務)

- 第4条 理事長は、この規程及び関係法令等の趣旨に則り、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を総合的に策定し、実施するとともに、保有個人データの管理について、これを統括する。
- 2 各学校の学長、校長、園長及び学園事務局長（以下「各学校等の所属長」という。）は、当該学校等が保有する保有個人データの適切な管理のために必要な措置を講じるとともに、第7条に定める個人情報保護管理者を指導し、個人情報の保護に関連する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処するものとする。

(教職員等の責務)

- 第5条 個人情報を取扱う教職員等は、法令及びこの規程、並びに学園就業規則その他学園及び各学校が定める諸規則を遵守して、個人情報を適正に取扱うとともに、個人情報の正確性及び安全性の確保に努めなければならない。
- 2 前項の定めについて、職務上知り得た個人情報を漏洩し、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。
  - 3 前項の定めを反した場合、学園就業規則に基づき、当該教職員に懲戒処分を課する。

## 第2章 個人情報保護本部委員会等の設置

(個人情報保護本部委員会等の設置)

- 第6条 この規程の目的を達成するため、個人情報保護本部委員会（以下「本部委員会」という。）及び個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- 2 本部委員会及び委員会の規程については、別に定める。

## 第3章 個人情報管理者

(個人情報管理者)

- 第7条 この規程の目的を達成するため、個人情報管理者（以下「管理者」という。）を置く。
- 2 管理者は、別表1の教職員をもって充てる。
  - 3 前項の定めにかかわらず、各学校等の所属長は、特に必要と認める場合には前項に定める教職員以外の者を、管理者に指名することができる。
  - 4 管理者はこの規程に従い、その所管する業務の範囲内における個人情報について、教職員等がこれを適正に取扱うよう指導し、監督するとともに、その取扱い並びに開示等の請求及び不服申し立てに関し、適正に処理する責任を負う。
  - 5 管理者が所管する個人情報データベース等及び保有個人データの範囲は、学園及び各学校が定める事務分掌規程による。ただし、事務分掌が明らかでない業務については、各学校等の所属長がその範囲を決定する。
  - 6 管理者は、個人情報データベース等及び保有個人データの取扱いに関し、委員会の助言、指導又は勧告があったときは、速やかに是正その他必要な措置を講じなければならない。

## 第4章 個人情報の取扱い

### (取得の制限)

第8条 個人情報の取得は、学園又は各学校の業務又は教育若しくは研究活動を遂行するために必要な範囲に限るものとし、取得にあたってはその利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

- 2 個人情報の取得は、思想、信条及び信教に関する事項並びに社会的差別の原因となる事項を調査することを目的として行ってはならない。
- 3 利用目的は、当該本人の個人情報が利用された結果が合理的に想定できる程度に、具体的に特定されなければならない。
- 4 偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。
- 5 第1項の利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

### (利用の制限)

第9条 個人情報は、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて取扱ってはならない。

- 2 前項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
  - (1) 本人の同意があるとき。
  - (2) 法令の規定に基づく場合
  - (3) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
  - (4) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
  - (5) 国の機関若しくは地方公共団体（以下「国等の機関」という。）又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
  - (6) 学園又は各学校の業務又は教育若しくは研究活動の遂行に必要な限度で学園の内部で利用する場合であって、利用することについて相当な理由があるとき。

### (利用目的の通知等)

第10条 個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、本人から書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。）により個人情報を取得する場合は、あらかじめ本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。
- 3 利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。
- 4 前3項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
  - (1) 利用目的を本人に通知又は公表することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

- (2) 利用目的を明示することにより、学園の権利又は正当な利益を害するおそれがあると委員会が認めたとき。
  - (3) 国等の機関が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
  - (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。
- 5 個人情報の取得にあたっては、学園が定める学則及び諸規程で規定するものを除き、原則として以下の事項について明らかにしなければならない。
- (1) 取得の目的
  - (2) 用途
  - (3) 保有期間

(適正管理)

第 11 条 管理者は、個人データの安全管理のために、次の各号に掲げる事項について、必要かつ適切な措置を講じなければならない。

- (1) 個人データの漏洩及び改ざんの防止
- (2) 個人データを記録した媒体の紛失、毀損、滅失その他の事故防止
- (3) 個人データの正確性及び最新性の維持
- (4) 業務上不要となった個人データの速やかな破棄又は消去
- (5) その他個人データの保護

(情報システムにおける管理)

第 12 条 情報システムの管理及び運用に係る管理者は、業務遂行上、個人情報を取扱うときは、当該個人情報に係る管理者と協議の上、個人情報の入力、更新、削除、検索等のコンピュータ処理を担当する者及び処理を行う場合の条件等を定めなければならない。

- 2 情報システムの管理及び運用に係る管理者は、情報システムにおける保有個人データへの不当なアクセス等の危険に対して、技術面において必要な安全対策を講じなければならない。

(委託に伴う取扱い)

第 13 条 個人データの取扱いを含む業務を外部委託する場合は、外部委託先との間に「個人情報の保護に関する覚書」(様式第 1 号)を締結し、個人情報の適正な取扱いについて受託者が講ずべき措置を明らかにしなければならない。なお、覚書の締結にあたっては、決裁願(総務)を委員会事務局に提出し、委員長及び理事長の承認を得るものとする。

(第三者提供の制限)

第 14 条 あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。ただし、第 9 条第 2 項第 2 号から第 5 号までに該当する場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、当該個人データを第三者に提供することができる。

- (1) 第三者への提供を利用目的とすること。
- (2) 第三者に提供される個人データの項目
- (3) 第三者への提供の手段又は方法

- (4) 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。
- 3 前項第2号又は第3号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。
- 4 次に掲げる場合において、個人データの提供を受ける者は、前3項の規程の適用については、第三者に該当しないものとする。
  - (1) 利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを取得した部署以外の学園内の他の部署で個人データを利用する場合
  - (2) 利用目的の達成に必要な範囲において、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合
  - (3) 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。
- 5 個人データを第三者に提供する場合、管理者は次に掲げる事項について明らかにした上、「個人データの第三者提供に係る申請書」(様式第2号)を委員会事務局に提出し、委員長の承認を得なければならない。
  - (1) 個人データの提供先
  - (2) 個人データの提供理由
  - (3) 提供先における安全管理の方法(漏洩又は盗用対策、保管方法、複写又は複製禁止等)
  - (4) 提供先における保管期間
  - (5) 当該個人データの再提供の有無
  - (6) 利用目的達成後の個人データの返却又は提供先における破棄若しくは削除の方法

(外部要員の受け入れに伴う取扱い)

第15条 個人データの取扱いを含む業務を行うため、労働者派遣契約に基づき外部要員を受け入れる場合、派遣業者との間に、「個人情報の保護に関する覚書」(様式第3号)を締結し、個人情報の適正な取扱いについて、派遣労働者及び派遣業者が講ずべき措置を明らかにしなければならない。なお、覚書の締結にあたっては、決裁願(総務)を委員会事務局に提出し、委員長及び理事長の承認を得るものとする。

(個人情報データベース等の管理、届出)

第16条 個人情報データベース等を現に管理している又は管理しようとするときは、管理者は次に掲げる事項について、速やかに又はあらかじめ「個人情報データベース等管理届出書」(様式第4号)を委員会事務局に届け出て、委員長の承認を得なければならない。

- (1) 個人情報データベース等の名称
- (2) 当該管理組織の名称(部署名)
- (3) 個人情報データベース等の利用目的
- (4) 個人情報データベース等に記録される項目
- (5) 個人情報データベース等に記録される本人の範囲
- (6) 個人情報データベース等に記録される個人情報の取得方法
- (7) 個人情報データベース等の記録形態

- (8) 個人情報データベース等の保有期間
  - (9) その他委員会が必要と認めた事項
- 2 前項の規定に基づき届け出た事項を変更又は廃止するときは、管理者はあらかじめ第1項と同様の手続きで、委員長の承認を得なければならない。

## 第5章 保有個人データの開示等

### (保有個人データに関する事項の公表)

第17条 保有個人データに関し、次に掲げる事項について、ホームページへの掲載等により本人の知り得る状態（本人からの照会に応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置く。

- (1) 保有個人データの管理部署名及び各管理部署の個人情報管理者の役職名
- (2) 保有個人データの利用目的（第10条第4項第1号から第3号までに該当する場合を除く。）
- (3) 次条、第19条、第21条、第22条又は第23条の規定による請求に関する手続
- (4) 保有個人データの取扱いに関する苦情の受付窓口

### (利用目的の通知の請求)

第18条 本人は、当該保有個人データを所管する管理者（以下「当該管理者」という。）に対し、自己に関する保有個人データの利用目的の通知を請求することができる。

- 2 前項に規定する請求は、本人であることを明らかにした上で、当該請求に必要な事項を明記した文書（様式第5号）を当該管理者あてに提出するものとする。ただし、本人の同意があるときには、代理人による請求を妨げない。
- 3 管理者は、利用目的の通知の請求を受けたときは、当該保有個人データの利用目的を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
  - (1) 前条の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかとなるとき。
  - (2) 第10条第4項第1号から第3号までに該当する場合
- 4 管理者は、当該保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、開示請求をした者に対し、その理由を文書（様式第6号）により通知しなければならない。

### (開示の請求)

第19条 本人は、第18条第2項に定める手続に準じて、当該管理者に対し、自己に関する保有個人データの開示を請求することができる。

- 2 管理者は、開示の請求を受けたときは、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該保有個人データの全部又は一部を開示しないことができる。
  - (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
  - (2) 学園又は各学校の業務の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあるとき。
  - (3) 他の法令に違反することとなる場合
  - (4) その他委員会が相当の理由があると認めたとき。
- 3 管理者は、所管する保有個人データの全部又は一部を開示しない旨の決定をしたときは、開示の請求をした者に対し、その理由を文書（様式第6号）により通知しなければならない。

### (訂正、追加又は削除の請求)

第20条 本人は、自己に関する保有個人データの内容に誤りがあると認められる場合には、第18条

第2項に定める手続に準じて、当該管理者に対し、訂正、追加又は削除を請求することができる。

- 2 管理者は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに調査の上、必要な措置を講じ、訂正、追加又は削除を請求した者に対し、結果を通知（様式第6号）しなければならない。

（利用停止又は消去の請求）

第21条 本人は、自己に関する保有個人データが、第8条第4項の規定に違反して取得され、又は第9条の規定に違反して取り扱われていると認められる場合は、第18条第2項に定める手続に準じて、当該管理者に対し、利用の停止又は消去を請求することができる。

- 2 管理者は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに調査の上、必要な措置を講じ、利用停止又は消去を請求した者に対し、結果を通知（様式第6号）しなければならない。

（提供停止の請求）

第22条 本人は、自己に関する保有個人データが、不当に第三者に提供されていると認められる場合は、第18条第2項に定める手続に準じて、当該管理者に対し、第三者への提供の停止を請求することができる。

- 2 管理者は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに調査の上、必要な措置を講じ、提供停止を請求した者に対し、結果を通知（様式第6号）しなければならない。

（不服の申立て）

第23条 本人は、第18条、第19条、第20条、第21条又は第22条に規定する自己に関する保有個人データに係る請求に基づいてなされた措置に不服がある場合は、委員会に対し、不服の申し立てを行うことができる。ただし、不服申立て事項の内容が同一の場合、再度の申立てはできない。

- 2 前項の申立てをするときは、本人であることを明らかにし、当該申立てに必要な事項を明記した文書（様式第7号）を、当該管理者を経て、委員会あてに提出しなければならない。ただし、本人の同意があるときには、代理人による請求を妨げない。
- 3 委員会は、第1項の規定による不服申立てがあったときは、速やかに申立て事項について審議する。この場合において、委員会は、必要に応じ、不服申立人、当該管理者又は当該保有個人データを所管する部署の教職員その他関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。
- 4 委員会は、審議終了後、その結果を不服申立人に文書（様式第8号）により通知しなければならない。

## 第6章 雑則

（教育・研修）

第24条 理事長及び各学校等の所属長は、この規程及び関係法令等の趣旨に則り、個人情報の適正な取扱いを確保するため、教職員等に対する必要な教育、研修等を実施しなければならない。

（監査）

第25条 理事長は、学園及び各学校における個人情報の適正な取扱いについて、定期的に監査するものとする。

- 2 理事長は、前項の監査を行うにあたっては、監査担当者を任命するものとする。
- 3 監査担当者は、監査の結果を理事長に報告しなければならない。

(手数料の徴収)

第 26 条 学園及び各学校は、第 18 条の規定による利用目的の通知又は第 19 条の規定による開示を求められたときは、その内容に応じて手数料を徴収することができる。

2 前項の手数料は、本部委員会が決定する。

(規程の改廃)

第 27 条 この規程の改廃は、本部委員会の議を経て理事会がこれを行う。

附則

この規程は、平成 17 年 12 月 20 日から施行する。

この規程は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 23 年 9 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

学校園	個人情報管理者				
大 学 院 大 学 短期大学部	学 長	副学長			
		研究科長			
		学部長			学科長
		教務部長	学生サポートセンター長	学生サポートセンター長補佐	学生サポートセンターマネージャー 教職・保育職支援室長
		学生部長	学生サポートセンター長	学生サポートセンター長補佐	学生サポートセンターマネージャー 保健室長
			学生相談室長		学生相談室事務室長
		図書館長	図書館事務室長	図書館事務室マネージャー	
		情報教育センター長	情報システム部長	情報システム部マネージャー	
		真宗文化研究所長		真宗文化研究所事務室長	
		カウンセリングセンター長			
		EM・IR部長	EM・IR部長補佐	EM・IR部マネージャー	
		地域連携推進センター長		地域連携推進センター副センター長	環境教育推進室長 高大連携室長
		学務企画部長		学務企画部マネージャー	
		入試広報部長		入試広報部マネージャー	
		キャリアセンター長		キャリアセンター副センター長	キャリアセンターマネージャー
		人権啓発センター長			苦情相談室長
		高等学校 中学校	校 長	副校長	教頭
小中高事務部長	中高事務室長			中高事務室マネージャー	
小 学 校	校 長	副校長	教頭	副教頭	
		小中高事務部長	小学校事務室長	小学校事務室マネージャー	
幼 稚 園	園 長	教頭		主任	
		学園運営部長	学園運営部長補佐	学園運営部マネージャー	
法 人	学園 事務局長	監査部長			
		宗教部長			
		総合企画部長	総合企画部長補佐	総合企画部マネージャー	
		財務部長	財務部長補佐	財務部マネージャー	
		学園運営部長	学園運営部長補佐	学園運営部マネージャー	
		情報システム部長	情報システム部マネージャー		
		国際交流センター長			
スポーツ振興プロジェクト部長					